| 件 | 「令和5年1月7日に北杜市内国道141号線(北斗警察署管轄)において 件 名 発生した請求者を被害者とする道路交通法違反事件に関し作成された実況 見分調書等の記録」の不開示決定の件 | | | | | | |
|--|--|------------------------|------------|-----------|---|----------|--|
| 開示請求年月日 | | 令和5年4月14日 (同月18日受理) | 実施機関の決定年月日 | | 日 | 令和5年5月1日 | |
| 実施機関(担当詞 | 果) | 山梨県警察本部 | 決 | 定内 | 浴 | 不開示決定 | |
| 特定した保有個人情報なし | | | | | | | |
| 不 開 示 部 分(争いになった部分のみ) | | | | 不 開 示 理 由 | | | |
| 全て | | | 文書不存在 | | | | |
| 審査請求年月 | 日 | 令和5年6月1日 (同月5日受理) | 諮 | 問年月 | 日 | 令和5年9月6日 | |
| 答申年月 | 日 | 令和6年7月5日 | 摘 | <u>.</u> | 英 | | |
| 審査請求人が実施機関に対して行った弁護士法第23条の2に基づく照会結果と当該開示請求 り に係る不開示決定とに矛盾が生じているか。 また、審査請求人が反論書において主張する事故状況等情報は開示の対象となるか。 さらに、実施機関が不開示とした実況見分調書等は「訴訟に関する書類」に該当するか。 | | | | | | | |
| 1 審議会の結論 山梨県警察本部が令和5年5月1日付け梨交指セ第7号で審査請求人に対して行った保 有個人情報不開示決定処分については妥当である 2 審議会の判断の理由 (1)弁護士法第23条の2の照会結果との矛盾について 審査請求人は、当該事件に係る相手方の情報を取得するため、請求人手続代理人弁護士を | | | | | | | |

審

審査請求人は、当該事件に係る相手方の情報を取得するため、請求人手続代理人弁護士を して実施機関に対して弁護士法第23条の2に基づく照会を行った。これに対して実施機関 は、当該照会の内容を個別に検討した上、「刑事訴訟法第47条に該当する書類、事項であ ること」「行政処分結果は、個人情報に該当するため」を理由に回答していない。

次に、審査請求人は、当該事件に係る審査請求人自身の情報を取得するため、実施機関に対して本件開示請求を行った。これに対して実施機関は、本件文書を特定した上で、当該文書が刑事司法手続きに関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するため、刑事訴訟法第53条の2第2項に基づき個人情報保護法第5章第4節(開示、訂正及び利用停止)の適用除外に該当するとして、本件処分を行っている。

審査請求人が請求等したこれら情報は、実施機関が主張するとおり、同一事件であるものの、前者は当該事件に係る相手方の情報であるが、後者は審査請求人の情報であり、求める情報の対象が異なっている。

本件請求は、当該事件に係る審査請求人自身の個人情報を求めるものであり、同一事件に係る異なる対象者の情報を異なる手法により取得しているため、異なることは自然的なことであることから、審査請求人が主張する矛盾は認められない。

(2) 事故状況等情報の開示について

審査請求人は、反論書において、本件については人身事故ではないことから物件事故報告書が作成されており、当該報告書には事故状況等情報が記載されており、仮に、本件で作成された書面が実況見分調書であったとしても、事故状況等情報が記載されるのは当然であると主張している。

審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する

議

会

 \mathcal{O}

結

等

論

同法第74条の規定に基づき、前述の審査請求人の主張について実施機関から意見聴取を行ったところ、実施機関は、当該事件は道路交通法違反事件としての届出は受けているものの、事故としての届出は一切受けていないため、物件事故報告書は作成していない。また、実況見分調書は道路交通法違反事件の立件に必要な内容のみを記載しており、事故自体を知り得ていないことから、実況見分調書に事故の内容は一切記載していないと主張した。

審議会は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年山梨県条例第50号) 第12条第1項に基づき実施機関に対して本件文書の提示を求め、提示された文書を確認したところ、本件文書には物件事故報告書は含まれていないことを確認した。また、実況見分調書は作成されていたが、当該文書内に事故の状況に係る情報は記載されていないことを確認した。 認した。

以上のことから、事故状況等情報を保有していないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められない。

(3) 「訴訟に関する書類」の該当性

実施機関は、本件文書は刑事司法手続きに関連して作成された「訴訟に関する書類」に該当するため、刑事訴訟法第53条の2第2項に基づき、個人情報保護法第5章第4節の規定 (開示、訂正及び利用停止)の適用除外であると主張する。

「訴訟に関する書類」の該当性及び当該書類を適用除外とする根拠について、以下検討する。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類 とされている。本件文書は、実施機関が道路交通法違反事件の立件のため、その捜査の過程 で作成された文書であることから、「訴訟に関する書類」であることは明らかといえる。

審議会は、実況見分調書等が「訴訟に関する書類」に該当するか否かを検討するため、国の機関における、実況見分調書等の開示を求める過去の審査請求事案を確認したところ、実況見分調書等は「訴訟に関する書類」に該当するため、個人情報保護法第5章第4節の規定 (開示、訂正及び利用停止)の適用除外である旨の答申が数多く散見されたことを確認した。

また、個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)においては、刑事訴訟法第53条の2第2項において「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」を適用除外としていることとの関係について、「刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類及び押収物」について、(個人情報保護)法の適用除外としている。「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届の手続関係処理が含まれる。」と説明している。

なお、同ガイドにおいては、個人情報保護法第124条第1項に基づく適用除外について、「刑の執行等に係る保有個人情報については、訴訟に関する書類に記録されているものも一部あるが、それ以外の行政文書等にも記載されているため、本項において適用除外とする旨を明記している。」と説明している。

このことから、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報は刑事訴訟法第53条の2第2項に基づき、個人情報保護法第5章第4節(開示、訂正及び利用停止)の適用除外となる旨、解釈することができる。